

講演会・研究会の協賛援助金に関する内規

中国・四国支部に所属する日本人間工学会会員が講演会・研究会を開催する場合には、中国・四国支部事務局宛に申請すれば、協賛援助金として1回あたり10,000円を援助する。ただし、以下の条件を満たす場合に限る。

(申請の条件)

- ・講演会・研究会の内容は、人間工学およびその関連分野
- ・小・中規模の講演会・研究会
- ・会員1人が申請できる回数は年1回
- ・講演会・研究会の案内・プログラムには、当支部の協賛であることを明記する。

申請の手続きは、以下の通りである。

(申請手続き)

研究会の協賛援助を希望する会員は、講演会・研究会開催の1ヶ月前までに、講演会・研究会の日時・場所・内容、講師の所属・氏名、振込先を明記した仮申請書（フォーマットは自由）を、Eメールにて支部事務局に送付する。申請が受理されれば、申請者が押印した同様の書類（フォーマットは自由）を事務局宛に郵送する。また、講演会・研究会の日時・場所・内容、講師の所属・氏名、講演会・発表会の案内・プログラム等を事務局宛に送付し、案内・プログラムには、当支部の協賛であることを明記する。

認可された研究会・講演会は、当支部のHPにも公開し、PRする。

本内規は、平成24年5月1日より適用する。